

3. 援助内容

金額は平成31年度（令和元年度）の年額です。金額は変更になることがあります。

援助費目	小学校		中学校(※1)		支給予定月
	1年	2～6年	1年	2年・3年	
学用品費	11,520円	13,770円	22,510円	24,760円	10月・3月
新入学学用品費	50,600円 ※入学予定者	57,400円 ※6年生			入学前年度の3月(※2)
修学旅行費	交通費・宿泊料・見学料等				経費精算後
校外活動費	交通費・宿泊料・見学料等	交通費・宿泊料・見学料等			経費精算後
	遠足等	1,580円上限	2,290円上限		10月・3月
通学費	実費				10月・3月
体育実技用具費			実費		10月または3月
学校給食費	実費(教育委員会負担)				
医療費	実費(教育委員会から病院等に直接支払)				

(※1) 中学校とは中等教育学校の前期課程を含みます。

(※2) 入学前に新入学学用品費の支給を受ける場合は、別途提出書類があります。なお、入学前年度に新入学学用品費等（生活保護費の入学準備金を含む）を受給しておらず、4月1日付で就学援助の認定を受けた場合は、入学後の7月に支給しています。

◆援助内容のQ&A

①年度途中の認定の場合でも上記の表の金額が受け取れますか？

→学用品費等は月割りによる支給となり、新入学学用品費は対象外となります。また、学校給食費は認定日以降の経費が支給されます。

②新入学学用品費は入学前の3月と入学後の7月どちらも援助されますか？

→新入学学用品費は小学校入学予定時、小学校6年生時に支給します(3月)。入学後、重複して支給を受けることは出来ません。

③修学旅行費や校外活動費は全額支給になりますか？

→認定日以降に実際に参加した行事について支給され、対象外の経費もあります。また宿泊を伴わない校外活動費（遠足等）は年間限度額（平成30年度は小1,570円 中2,270円）があります。

④体育実技用具費は体育関係（部活も含む）の費用が全て援助されますか？

→体育の授業（柔道・剣道の実技）に必要な特定の用具を購入した場合が対象です。

⑤医療費はどんな治療でも無料で受診できますか？

→医療費の支給対象となる疾病は、学校保健安全法で定められている「虫歯、慢性副鼻腔炎、中耳炎、アデノイド、結膜炎（ウイルス性に限る）、白癬、疥癬、膿痂疹、寄生虫病、トラコーマ」です。学校の定期健康診断等で上記の病気が見つかった児童・生徒の保護者に対して、医療券を発行します。医療機関を受診する前に医療券の発行を受けてから医療機関で受診してください。医療券の発行は学校の医療券担当者へご相談ください。また、医療費の支給対象外の疾病の治療費は、自己負担になります。

就学援助は上記表の対象費目を支給する制度であり、学校納付金を免除するものではありません。

また、支給時期は若干前後する場合があります。11月以降の援助費は教育委員会から直接申請者様の口座にお振込みします（10月までは学校長から支給）。

虚偽の申請がなされた場合は原則認定を取り消します。

～本市の小学校新入学者に対する新入学学用品費の入学前支給を受給した方～

入学前支給の認定通知（3月発送予定）と併せて届いた「就学援助費受給申請書」でご申請いただく必要があります。提出書類（口座振込依頼書は不要です。）をお子様に通学する小学校にご提出ください。なお、入学前支給を受けている場合でも入学後に就学援助制度の認定を受けられないことがあります。

お問い合わせは
 仙台市立 学校 電話 ()
 または学事課奨学調整係 電話 (214) 8861

保護者の皆様へ

平成31年度 就学援助制度のお知らせ（新規）

仙台市教育委員会

仙台市では、経済的理由などにより就学にお困りの方に学用品費や給食費等を援助する就学援助制度を設けています。対象者の該当理由のいずれかに該当し、援助を希望される場合はお子様の通学している各市立小・中・中等教育（前期課程のみ）学校で申請書を配布しておりますので、お気軽にご相談ください。

※就学援助制度のお知らせは、市立の小・中・中等教育（前期課程のみ）学校の保護者全員へ配布しております。就学援助が必要になったときにご覧になれるように1年間保管してください。

1. 手続きのながれ

①お子様が通学する各市立小・中・中等教育（前期課程のみ）学校の事務職員にご相談ください。申請書などの必要書類をお渡しいたします。



②お子様が通学する各市立小・中・中等教育（前期課程のみ）学校に申請書及び添付書類、口座振込依頼書を提出します。



③書類に不足がある場合は、お子様が通学する学校を通じて追加書類の提出をご連絡いたします。内容をご確認のうえ、追加書類を速やかに学校へご提出ください。



④認定要件に関する審査を行い、認定結果について学校を通じて通知します。

※現在就学援助費は学校長を通じて支給しておりますが、平成31年11月以降は、教育委員会から直接申請者様の口座へ振込みする予定です。

◆申請手続き時のQ&A

①申請はどこで受け付けていますか？

→お子様の通学している各市立小・中・中等教育（前期課程のみ）学校が窓口となっておりますので、学校へ申請してください。

②受付期間はいつまでですか？

→当年度の初回の受付は4月末までです。以降は随時受付となり、原則申請書が学校に提出された月から対象（申請した月より前にはさかのぼりません）となります。

③提出が必要な書類を教えてください？

→「申請書」「2. 就学援助制度の対象者(2) 該当理由を証明する書類に記載されている書類」「口座振込依頼書」の3点となります。なお、本市の小学校新入学者に対する新入学学用品費の入学前支給を受給した方は「口座振込依頼書」の提出は不要です。

④添付する書類がなかなかそろわない場合どうすればいいですか？

→該当することを証明する書類の発行に時間がかかる場合は、先に申請書のみお子様の通学している学校へご提出ください。

2. 就学援助制度の対象者

(1) 就学援助を受けられる方

以下の①～⑧のいずれかに該当し、1年以内に持家を取得されていない方が対象となります。
 ※申請時に児童扶養手当を受給している場合は児童扶養手当受給の該当理由によりご申請をお願いいたします。
 ※世帯員全員とは、同一住所に居住する方全員を(別居の単身赴任の方を含む。)同一世帯とみなします。

該当理由	詳細
① 児童扶養手当を受給している方	児童手当・特別児童扶養手当は対象外です。
② 生活保護の停止または廃止になった方	平成31年4月1日以降に停止・廃止になった方が対象です。 ※停止・廃止の理由により認定できない場合があります。
③ 市民税が非課税または減免されている方	18歳以上の世帯員全員の市民税が、障害者・寡婦または寡夫の理由(地方税法295条第1項)による非課税の方が対象です。
④ 個人事業税・固定資産税減免されている方	左記制度対象の世帯員全員が対象です。家屋新築による固定資産税等の減免等の、全額減免でない一部の減免項目は対象外です。
⑤ 国民年金掛金が全額免除されている方	20歳以上の世帯員全員が対象です。
⑥ 国民健康保険料が全額減免または徴収の猶予を受けている方	左記制度対象の世帯員全員が対象です。軽減は対象外です。
⑦ 生活福祉資金の貸付けを受けている方	低所得世帯を対象とする社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付けが対象です。
⑧ 経済的理由	世帯員の年間総収入額または年間総所得額が次の金額(基準額)以下となることが見込まれる方(※) ※年間総収入または年間総所得額は、収入(所得)を年換算して算出します。 (単位:人,円)

世帯員数	給与収入 (控除前の支払金額)	自営業所得 (所得金額)
2	2,702,000	1,710,000
3	3,342,000	2,158,000
4	3,900,000	2,580,000
5	4,340,000	2,932,000
6	5,030,000	3,482,400
7	5,455,000	3,821,600

※③・④・⑤・⑥・⑧を該当理由とする場合は、対象世帯員全員の証明書類が必要となります。

(2) 該当理由を証明する書類

提出書類は全てコピーで構いません。また、書類にマイナンバー(個人番号)が記載されている場合は、油性ペン等で塗りつぶし、番号が見えないようにしてご提出をお願いいたします。

※申請時期に発行されない書類や発行に時間がかかる書類がある場合、先に申請書のみご提出ください。その後発行され次第速やかにご提出をお願いいたします。(発行元へ発行時期の問い合わせを行うことはできるだけご遠慮ください。)

① 児童扶養手当受給

提出書類	確認・注意事項
・児童扶養手当証書(表紙と市長印が押印されているページ)	①現在お手続き中の場合、先に申請書のみお子様の通学している学校へご提出ください。担当課から届き次第、ご提出をお願いいたします。 ②有効期限が最新のものかご確認ください。 ③現況届の時期に合わせて、更新の調査を行っております。

② 生活保護の停止または廃止

提出書類	確認・注意事項
生活保護停止・廃止決定通知書	停止・廃止理由によっては認定できない場合があります。

③ 市民税が非課税または減免

提出書類	確認・注意事項
・平成31年度(平成30年分)市・県民税非課税証明書 ・減免通知書 のいずれか	平成31年度(平成30年分)市・県民税非課税証明書の発行時期は5月以降となります。申請時期と異なる場合は申請書だけでもご提出ください。

④ 個人事業税・固定資産税減免

提出書類	確認・注意事項
・平成31年度個人事業税の減免通知書 ・平成31年度固定資産税の減免理由記載の課税通知書 のいずれか	新築住宅を購入したことによる固定資産税の減免等は対象外となります。

⑤ 国民年金掛金の全額免除

提出書類	確認・注意事項
・平成31年度国民年金保険料免除申請承認通知書(最新のもの) ・免除理由記載の納入通知書 のいずれか	①年金受給者がいる場合は対象外です。 ②4月～6月にこの該当理由で認定を認められた場合、7月以降次年度も減免されているかどうかを確認させていただきます。確認できない場合、減免期間の確認がとれている期間のみ認定となります。

⑥ 国民健康保険料が減免または徴収猶予

提出書類	確認・注意事項
・平成31年度国民健康保険料減免承認決定通知書	減免や徴収の猶予の場合のみが対象となり、軽減は対象外です。

⑦ 低所得世帯対象の生活福祉資金の貸付け

提出書類	確認・注意事項
・生活福祉資金貸付決定通知書 ・償還整理帳 のいずれか	申請者名義の書類をご提出ください。

⑧ 経済的理由

提出書類	確認・注意事項
○働いている方 ・平成30年分給与所得の源泉徴収票 ・平成30年分確定申告書 (給与明細書(直近3ヶ月分)及び賞与明細書) のいずれか	①昨年職場に変更がない方は、源泉徴収票や確定申告書をご提出ください。 ②昨年職場に変更がある方は直近3カ月分の給与明細書及び賞与明細書をご提出ください。 ③確定申告書は、税務署等の収受印がある第一表・第二表部分の控えをご提出ください。
○退職された方 ・退職所得の源泉徴収票 ・雇用保険受給資格者証または離職票	雇用保険を受給している方は「雇用保険受給者証」受給していない方は「離職票」をご提出ください。
○無職の方 ・平成31年度(平成30年分)市・県民税非課税証明書	①退職された方を除く、現在どこにも勤めていない方はご提出ください。 ②平成31年度(平成30年分)市・県民税非課税証明書の発行時期は5月以降となります。
○年金やその他の収入がある方 ・年金額改定通知書、年金振込通知書など年金額がわかる書類 ・その他収入のわかる書類(傷病手当金・資産売却による一時金等)	①年金やその他の収入がある方でも、上記3つのいずれかに当てはまる場合、併せて書類が必要となります。 ②養育費や仕送り等も確認しております。

◆ 注意点

- ①こちらに記載されている書類以外にもご提出をお願いする場合がございます。
- ②親族等からの援助状況なども審査対象となりますので、収入額がわかる書類を依頼することがあります。
- ③失業保険や傷病手当金等、公的給付の他、退職金や生命保険金等の一時収入がある場合及び資産を保有している場合は収入額などがわかる書類が必要となります。
- ④該当理由のうち有効期限のあるものは、有効な期間に限り認定となります。有効期限以降引き続き認定を希望される場合は、改めて書類を提出していただく必要がございます。

◆ 該当理由のQ&A

- ①収入が少なく非課税です。「②市民税が非課税または減免」の理由で申請できますか?
→障害者や寡婦または寡夫の方が対象の非課税(地方税法295条第1項)のみが該当としているので、収入要件での非課税は該当になりません。他の該当理由での申請をご検討願います。
- ②有効期限のある書類を提出して認定となりました。有効期限が切れても1年間制度を受けられますか?
→「①」「⑤」の場合、有効期限後に更新の確認を行います。こちらが確認できない場合は以降制度を受けられません。また「⑧」の場合、状況の変化によって認定を取り消す可能性があります。